

令和6年度千代野まちづくりネット総会

日時：令和6年3月24日（日）10時から
場所：千代野公民館本館2階多目的ホール2

次 第

1. 開 会 の 辞
2. 会長挨拶
3. 来賓祝辞
4. 議 長 選 出
5. 議 事
 - (第1号議案) 令和5年度事業報告
 - (第2号議案) 令和5年度決算報告
 - (第3号議案) 令和5年度監査報告
 - (第4号議案) 規約改正（案）
 - (第5号議案) 令和6年度事業計画（案）
 - (第6号議案) 令和6年度収支予算（案）
 - (第7号議案) 令和6年度役員等選任（案）
 - (第8号議案) 部会の設置（案）
- そ の 他
6. 閉 会 の 辞

(第1号議案) 令和5年度事業報告

年	月	取組項目	内 容
令和5年	4	(11日)第1回運営会議 (29日)総会	令和5年度総会について 令和4年度実績及び令和5年度計画について
	5	(23日)第2回運営会議	令和5年度事業に係る役割分担について
	6	(22日)広報ちよにてい No.6 発行 (下旬)個別避難計画	連合会理事会における回収依頼、班回覧
	7	(3日)第3回運営会議 (6日)第1回役員会 (8日)第2回まちづくりワークショップ	第2回ワークショップ、親子防災イベントについて 同上 千代野まつり(2)(21名参加)
	8	(26~27日)親子防災イベント	親子防災イベント(防災キャンプ) (52名参加)
	9	(28日)第4回運営会議	第2回役員会について
	10	(11日)第2回役員会 (26日)広報ちよにてい No.7 発行	地域事業の棚卸しについて、ミニライブについて
	11	(9日)第5回運営会議 (19日)第3回まちづくりワークショップ (26日)いちょう大通り清掃活動	第3回まちづくりワークショップ、いちょう大通り清掃活動について やりたいこと、こうしたらよいこと (26名参加) 歩道の落葉の清掃(約270名参加)
	12	(11日)第6回運営会議 (21日)第3回役員会	第3回役員会について コミュニティセンター移行について
	令和6年	1	
2		(5日)第7回運営会議 (8日)第4回役員会	第4回役員会について 令和6年度の組織体制について
3		(4日)第8回運営会議 (7日)第5回役員会 (9日)第4回まちづくりワークショップ (16日)中央公園清掃活動 (24日)令和6年度総会	第5回役員会について 令和6年度総会について やりたいこと、こうしたらよいこと(2) (20名参加) 法面の落葉、枯れ枝のかき落とし (約100名参加)

(第2号議案) 令和5年度決算報告

期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

【収入の部】

(単位：円)

内容	予算(A)	決算(B)	増減(B)- (A)	内訳など
前期繰越額	7,960	7,960	0	
補助金	500,000	500,000	0	活動支援補助金
利息	2	2	0	
合計	507,962	507,962	0	

【支出の部】

(単位：円)

内容	予算(A)	決算(B)	増減(B)- (A)	内訳など
会議費	50,000	27,262	△ 22,738	お茶：19,664円、コピー用紙：6,598円、コピー代：1,000円
研修費	40,000	58,054	18,054	ワークショップ3回
広報費	50,000	66,740	16,740	トナーカートリッジ：42,360円、コピー代：8,980円、ミニライブチラシ等：15,400円
事業費	150,000	138,482	△ 11,518	親子防災：88,446円 環境美化：50,036円
ホームページ運用費	80,000	66,096	△ 13,904	
運営スタッフ謝礼	95,000	95,000	0	
諸経費	20,000	51,063	31,063	プロワー：35,541円、発電機：5,500円、封筒・シール：10,022円
予備費	22,962	0	△ 22,962	
繰越額		5,265	5,265	
合計	507,962	507,962	0	

監査報告書

千代野まちづくりネット 監査報告

千代野まちづくりネットの令和5年度収支決算について
会計諸帳簿に基づき監査しましたところ、その内容は適正
かつ正確であることを認めます。

令和 6 年 3 月 18 日

千代野まちづくりネット

監事 竹鼻達夫 

監事 川島真希 

(第4号議案) 規約改正 (案)

改正理由：公民館のコミュニティセンターへの移行に伴い、これまで公民館が行ってきた生涯学習事業についても千代野まちづくりネットが取り組むことになるため、これまで三役と事務局で構成してきた運営会議を、より幅広い意見を取り入れるとともに機能を強化するため廃止し、これに代わるものとして常任理事会を設置することとし、これまでの役員会を理事会に改めるための所要の改正を行うとともに、コミュニティセンター化に伴い必要となる改正を併せて行う。

新	旧	備考
<p>(名称及び事務所) 第1条 本会は、千代野まちづくりネット（以下、「本会」という。）と称し、事務所を白山市立千代野<u>コミュニティセンター</u>内に置く。</p> <p>(略)</p> <p>(会議) 第5条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。 (1) 総会 (2) <u>理事会</u> (3) <u>常任理事会</u> <u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(理事会)</u> 第7条 <u>理事会</u>は、監事を除く役員をもって組織し、定期的に又は必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。<u>ただし、監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。</u> (1) 総会に付すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p>	<p>(名称及び事務所) 第1条 本会は、千代野まちづくりネット（以下「本会」という。）と称し、事務所を白山市立千代野<u>公民館</u>内に置く。</p> <p>(略)</p> <p>(会議) 第5条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。 (1) 総会 (2) <u>役員会</u></p> <p><u>2 本会は、必要に応じて部会、運営会議及び運営審議会を設置することができる。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(役員会)</u> 第7条 <u>役員会</u>は、監事を除く役員をもって組織し、定期的に又は必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。 (1) 総会に付すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p>	<p>変更</p> <p>変更 新設 削除</p> <p>変更</p> <p>追加</p>

新	旧	備考
<p><u>(常任理事会)</u> <u>第8条 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織し、次の事項を審議する。</u> <u>(1) 理事会に付すべき事項</u> <u>(2) 本会の課題、事業の執行等について連絡、調整を図る活動を行う。</u></p>		新設
<p>(プロジェクトチーム) <u>第9条 (略)</u></p> <p>(部会) <u>第10条 (略)</u></p>	<p>(プロジェクトチーム) <u>第8条 (略)</u></p> <p>(部会) <u>第9条 (略)</u></p>	
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(運営会議)</u> <u>第10条 運営会議は、必要に応じて招集された役員をもって構成する。</u> <u>2 運営会議は、本会の課題、事業の執行等について、連絡、調整を図る活動を行う。</u></p>	廃止
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(運営審議会)</u> <u>第11条 本会の目的遂行と企画する事業等の適正化を図るため、本会に運営審議会を置くことができる。</u> <u>2 運営審議会の委員は会員の中から会長が委嘱する。</u> <u>3 運営審議会は、委員10人以内で組織する。</u> <u>4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>5 委員は、再任することができる。</u></p>	削除
<p>第3章 代議員</p> <p>(代議員) <u>第11条 (略)</u></p> <p>(代議員の任務) <u>第12条 (略)</u></p> <p>(代議員の任期) <u>第13条 (略)</u></p>	<p>第3章 代議員</p> <p>(代議員) <u>第12条 (略)</u></p> <p>(代議員の任務) <u>第13条 (略)</u></p> <p>(代議員の任期) <u>第14条 (略)</u></p>	

新	旧	備考
<p>第4章 役員</p> <p>(役員)</p> <p><u>第14条</u> 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 2名</p> <p>(3) <u>常任理事 若干名</u></p> <p>(4) <u>常任理事(事務局長) 1名</u></p> <p>(5) <u>常任理事(会計) 1名</u></p> <p>(6) 理事 10名程度</p> <p>(7) 監事 2名</p> <p>2 必要に応じて<u>理事会</u>の承認を得て、本会に相談役又は顧問を置くことができる。</p> <p>(役員の選出)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p> <p>(役員の仕事)</p> <p><u>第16条</u> 役員の仕事は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。</p> <p>(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、(副会長が複数名置かれている場合は、会長があらかじめ指名した順序によって)その職務を代行する。</p> <p>(3) <u>常任理事は、常任理事会に出席し、会務の執行の連絡、調整事項を審議する。</u></p> <p>(4) <u>常任理事(事務局長)は、事務局を統括し、庶務を処理する。</u></p> <p>(5) <u>常任理事(会計)は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。</u></p> <p>(6) 理事は、<u>理事会</u>に出席し、会務を審議する。</p> <p>(7) 監事は、本会の会計及び会務の監査を行い、これを総会に報告する。<u>また、理事会に出席し意見を述べる</u>ことができる。</p>	<p>第4章 役員</p> <p>(役員)</p> <p><u>第15条</u> 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 2名</p> <p>(3) <u>理事 10名程度</u></p> <p>(4) <u>会計 1名</u></p> <p>(5) <u>監事 2名</u></p> <p>2 必要に応じて<u>役員会</u>の承認を得て、本会に相談役又は顧問を置くことができる。</p> <p>(役員の選出)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(役員の仕事)</p> <p><u>第17条</u> 役員の仕事は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。</p> <p>(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、(副会長が複数名置かれている場合は、会長があらかじめ指名した順序によって)その職務を代行する。</p> <p>(3) 理事は、<u>役員会</u>に出席し、会務を審議する。</p> <p>(4) <u>会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。</u></p> <p>(5) 監事は、本会の会計及び会務の監査を行い、これを総会に報告する。</p>	<p></p> <p>新設</p> <p>変更</p> <p>新設</p> <p>追加</p>

新	旧	備考
<p>(役員の任期) <u>第17条</u> (略)</p> <p>第5章 事務局</p> <p>(事務局) <u>第18条</u> 本会の庶務を処理するため、事務局を置く。 2 事務局に事務局長及び事務局員若干名を置く。 3 事務局長及び事務局員は、会長が<u>コミュニティーセンター職員及び会員から選任された者に委嘱する。事務局長は常任理事(事務局長)となる。</u> 4 事務局の運営に関する必要事項は別に定める。</p> <p>第6章 財務</p> <p>(役員報酬及び交通費) <u>第19条</u> (略)</p> <p>(経費) <u>第20条</u> (略)</p> <p>(会計年度) <u>第21条</u> (略)</p> <p>第7章 その他</p> <p>(委任) <u>第22条</u> この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が<u>理事会</u>に諮り別に定める。</p> <p>附 則 1 この規約は、令和2年10月18日から施行する。</p>	<p>(役員の任期) <u>第18条</u> (略)</p> <p>第5章 事務局</p> <p>(事務局) <u>第19条</u> 本会の庶務を処理するため、事務局を置く。 2 事務局に事務局長及び事務局員若干名を置く。 3 事務局長及び事務局員は、会長が<u>委嘱する。</u> 4 事務局の運営に関する必要事項は別に定める。</p> <p>第6章 財務</p> <p>(役員報酬及び交通費) <u>第20条</u> (略)</p> <p>(経費) <u>第21条</u> (略)</p> <p>(会計年度) <u>第22条</u> (略)</p> <p>第7章 その他</p> <p>(委任) <u>第23条</u> この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が<u>役員会</u>に諮り別に定める。</p> <p>附 則 1 この規約は、令和2年10月18日から施行する。</p>	<p>変更</p>

新	旧	備考
<p>2 本会の設立された日の属する年度の会計年度は、第22条の規定にかかわらず、設立日から令和3年3月31日までとする。</p> <p>3 本会設立当初の代議員及び役員の任期は、第14条及び第18条の規定にかかわらず、設立日から令和3年3月31日までとする。</p> <p>4 この規約は、令和3年4月24日から施行する。</p> <p>5 <u>この規約は、令和6年3月24日から施行する。</u></p>	<p>2 本会の設立された日の属する年度の会計年度は、第22条の規定にかかわらず、設立日から令和3年3月31日までとする。</p> <p>3 本会設立当初の代議員及び役員の任期は、第14条及び第18条の規定にかかわらず、設立日から令和3年3月31日までとする。</p> <p>4 この規約は、令和3年4月24日から施行する。</p>	<p>追加</p>

別表第1 新旧対照表

別表第1 (新)

第4条第2号に定める団体	千代野町内会連合会
	防犯協会千代野支部
	交通安全協会千代野支部
	白山市北消防団北星分団
	千代野防災支援アマチュア無線クラブ・ダンディパパ
	千代野地区防災委員会
	千代野スポーツ協会
	千代野地区社会福祉協議会
	千代野はいかい対策委員会
	千代野地区民生委員児童委員協議会
	千代野あじさい会
	千代野ボランティア枝の会
	千代野彩め会 配食ボランティア
	千代野文化協会
	千代野まつり保存会
	千代野音頭保存会
	千代野小学校PTA
	北星中学校PTA
千代野校下こども会	
千代野GG0の会	

別表第1 (旧)

第4条第2号に定める団体	千代野町内会連合会
	防犯協会千代野支部
	交通安全協会千代野支部
	白山市北消防団北星分団
	千代野防災支援アマチュア無線クラブ・ダンディパパ
	千代野地区防災委員会
	千代野 <u>体育</u> 協会
	千代野地区社会福祉協議会
	千代野はいかい対策委員会
	千代野地区民生委員児童委員協議会
	千代野あじさい会
	千代野ボランティア枝の会
	千代野彩め会 配食ボランティア
	千代野文化協会
	千代野まつり保存会
	千代野音頭保存会
	千代野小学校PTA
	北星中学校PTA
千代野校下こども会	
千代野GG0の会	

(第5号議案) 令和6年度事業計画(案)

基本的な考え方

- 1.地域の課題解決を図り、持続可能なまちづくりを推進する
 - ・地域課題:高齢化と人口減少、担い手不足、若者と女性の参画、価値観の多様化と個人主義の進展、空き家の増加等
- 2.「くらしと命を守る」ことに重点を置き、安全安心、福祉、環境保全につながる事業を推進する
- 3.子どもたちが安全で健康的な環境で成長し、地域社会とのつながりを深める機会を提供する
 - ・PTA・保護者会・子ども会等との協力関係を築く
- 4.多様なスポーツの機会の提供・地区住民誰もが参加できる事業を推進する
- 5.地域団体や教育機関との連携・協力を大切にする

分野	事業名	事業の概要(目的・事業内容等)
地域づくり	防災プロジェクト	個別避難計画(6月～9月)・親子防災イベント(10月)
	人材発掘プロジェクト	ワークショップ等・人財バンク
	環境美化プロジェクト	コミュニティセンター周辺清掃活動(年2回)・いちょう大通り清掃活動(11月)・中央公園清掃活動(3月)
	講演会・イベント(新規)	地域づくり講演会・住民発案による企画イベント(ペットフェスタ、フリーマーケット)
地域向上	子ども事業	事業内容 ①夏休み企画(体験・見学・居場所づくり) ②子ども工作・季節のイベント・コンサート ③eスポーツ体験交流 ④子ども広場(子育て相談) 対象:子ども(0歳～中学生)、地域住民、大学生 実施場所:地域内外 実施期間:4月～3月 参加人数:10名～50名程度 協力団体:地域団体・児童センター・大学・地域ボランティア
	千代野まつり	目的:まちづくり・絆づくりと町の活性化を図る/住民相互が親睦を深める場/千代野音頭・千代野唄の普及/笛・太鼓を子どもたちへ伝承し、成果発表の場をつくる 実施内容:キリコ・曳山巡行、踊り・演舞の披露、他 実施日:令和6年9月14日(土) 実行委員会:町内会連合会・まつり保存会・音頭保存会・コミセン部会・あじさい会・文化協会・子ども会・ダンディパパ・交通安全協会・防犯協会 参加人数:約400人
住民交流	第46回千代野地区社会体育大会	事業内容:全町内会対抗運動会 実施日時:令和6年5月26日(日) 午前8時～12時 運営主体:スポーツ協会(コミセンスポーツ部会含む) 関係団体:町内会連合会・あじさい会・子ども会・コミセン女性部会
	第27回千代野文化祭	文化・芸術の分野で地区住民の作品展示や音楽等披露の場 実施日:令和6年10月26日(土)・27日(日) 事業内容:芸能発表会・文化芸術作品展・音楽会・他 関係団体:文化協会・コミセン文化福祉部会・あじさい会・地域ボランティア
一般	SDGsに関する事業 目標:14海の豊かさを守ろう	①「身近な海の現状と地球の環境について」座学とレクリエーション ②徳光海岸の清掃活動と交流イベント 実施期間:4月～6月 対象:地域住民・千代野小学校区の親子・他 協力:金城大学・短期大学・クリーンビーチいしかわ・白山市・他
	社会教育事業 (歴史・教養)	白山手取川ジオパーク 講座・座学(2回) スマートフォン活用講座(初級・中級) ネットワークセキュリティ講座 実施期間:6月～2月 関係団体:ほっと石川観光マイスター・ジオパークガイド・文化協会・他

分野	事業名	事業の概要(目的・事業内容等)
生涯スポーツ	うぐいす事業	運動習慣をつくる取り組み・スポーツ協会事業支援・プロから学ぶウォーキングレッスン・他 ①100日スポーツチャレンジ (4月～3月) ②第31回グラウンドゴルフ大会 (6月) ③ウォーキングをベースにしたイベント (10月) ④秋のノルディックウォーキング (11月)

その他

連携・協力	事業名	事業の概要(目的・事業内容等)
金城大	地域看護診断演習	実施内容: 学生の地域学習支援 金城大学公衆衛生看護学専攻科 実施期間: 6月～12月頃 協力: 社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会
連合会	敬老事業・納涼盆踊り	事業形態: 実行委員会 実施日: 敬老事業(6月)・納涼盆踊り(8月) 協力: 千代野音頭保存会・防犯協会・交通安全協会・コミセン部会・地区住民
小学校	総合学習	千代野小学校3年生の総合学習 学習テーマ: 千代野地区について(6月)・千代野まつりについて(10月) 協力: 千代野まつり保存会

(第6号議案) 令和6年度収支予算(案)

期間: 令和6年4月1日~令和7年3月31日

1 収入の部

(単位: 円)

項 目	予算額	備 考
交付金	2,481,000	地域コミュニティ推進交付金
会費	0	
事業収入	0	
地区費	1,064,800	社会体育大会・千代野まつり・文化祭
前年度繰越金	5,265	
雑収入	0	
合 計	3,551,065	

2 支出の部

(単位: 円)

事業名	予算額					備 考
	合計	(1)交付金対象経費			(2)交付金 対象外経費	
		合計	①交付金	②その他		
地域づくり事業	531,000	531,000	531,000	0	0	
防災プロジェクト			100,000			
人材発掘プロジェクト			50,000			
環境美化プロジェクト			65,000			
講演会			50,000			
イベント(新規)			266,000			ペットフェスタ、フリーマーケット
地域力向上事業	1,371,250	740,000	740,000	0	631,250	下限20万円
子ども事業			180,000			
千代野まつり			560,000		631,250	
住民交流事業	683,550	250,000	250,000	0	433,550	下限10万円
社会体育大会			150,000		339,300	
文化祭			100,000		94,250	
一般事業	170,000	170,000	170,000	0	0	下限15万円
SDGs事業			90,000			
歴史教養事業			40,000			
ネットワーク事業			20,000			
社会教育事業(継続)			20,000			
生涯スポーツ事業	190,000	190,000	190,000	0	0	
組織内報酬	200,000	200,000	200,000	0	0	上限20万円
組織運営費	400,000	400,000	400,000	0	0	
消耗品費			100,000			会議お茶 用紙 インク他
通信運搬費			200,000			別館WiFi ネットワーク運用費 切手
印刷製本費			20,000			広報 封筒
研修費			50,000			組織内の勉強会やセミナー費用
諸経費			30,000			
その他	0	0	0	0	0	
特定目的積立	0	0	0			上限20万円
予備費	5,265				5,265	
合 計	3,551,065	2,481,000	2,481,000	0	1,070,065	

(第7号議案) 令和6年度役員等選任(案)

役員

No	役職	氏名	所属	備考
1	顧問	原 卓二	白山市議会議員	新
2	会長	宮本 伸一	千代野コミュニティセンター	
3	副会長	北出 達也	千代野町内会連合会	
4	〃	松本 秋広	防犯協会千代野支部	
5	常任理事(会計)	加藤 俊光	千代野まつり保存会	
6	常任理事(事務局長)	大塚 麻紀	千代野コミュニティセンター	新
7	常任理事	山下 芳文	千代野地区社会福祉協議会	
8	〃	小谷内 由彦	千代野スポーツ協会	
9	〃	海道 健一郎	交通安全協会千代野支部	
10	〃	村上 昇吉	千代野あじさい会	
11	〃	栃折 正	千代野文化協会	
12	〃	笹井 力哉	千代野小学校PTA	
13	理事	三輪 敏男	千代野町内会連合会	
14	〃	舘 慎也	白山市北消防団北星分団	
15	〃	太田 尚樹	千代野防災支援アマチュア無線クラブ・ダンディパパ	
16	〃	島 清徳	千代野地区防災委員会	
17	〃	三国 外喜男	千代野はいかい対策委員会	
18	〃	池田 政江	千代野ボランティア枝の会	
19	〃	緑 洋子	千代野彩め会 配食ボランティア	
20	〃	赤池 了	千代野まつり保存会	
21	〃	濱井 富枝	千代野音頭保存会	
22	〃	山中 力	北星中学校PTA	
23	〃	了舟 智恵	千代野校下こども会	新
24	〃	上島 静夫	千代野GGOの会	
25	〃	森 久樹	交通安全協会千代野支部	新
26	〃	松田 一朗	千代野スポーツ協会	新
27	監事	竹鼻 達夫	防犯協会千代野支部	
28	〃	川島 真希	千代野地区民生委員児童委員協議会	

注1 常任理事(会計)は、地域づくり事業の会計を担当する。

※議決権25名

事務局

No	役職	氏名	所属	
1	事務局長	大塚 麻紀	千代野コミュニティセンター	常任 新
2	事務局員	森川 知恵	〃	新
3	〃	奥名 めぐみ	〃	新
4	〃	森 久樹	交通安全協会千代野支部	理事
5	〃	松田 一朗	千代野スポーツ協会	理事

注2 コミュニティセンター職員以外の事務局員は主として地域づくり事業の事務局を担当する。

※この名簿は連絡のみに使用します。取り扱いには十分注意してください。

代議員

区分	No	氏名	所属	備考
町内会代表	1	中村 重光	東1丁目町内会	新
	2	中村 達哉	東2丁目町内会	新
	3	室 智明	東3丁目町内会	新
	4	金山 弘明	東4丁目町内会	新
	5	三輪 敏男	東5丁目町内会	兼理事
	6	畠山 久雄	東6丁目町内会	新
	7	長尾 禅	西1丁目町内会	新
	8	村井 絢太	西2丁目町内会	新
	9	北出 達也	西3丁目町内会	兼常任
	10	本田 寛	西4丁目町内会	新
	11	太田 善人	西5丁目町内会	新
	12	氏家 敏行	西6丁目町内会	新
	13	杉沢 仁志	西7丁目町内会	新
	14	平田 達也	西8丁目町内会	新
	15	北村 裕治	南1丁目町内会	新
	16	森元 伸一	南2丁目町内会	新
各種団体推薦	17	田中 茂	防犯協会千代野支部	
	18	牛島 覚	交通安全協会千代野支部	
	19	舘 慎也	白山市北消防団北星分団	兼理事
	20	山口 孝志	千代野防災支援アマチュア無線クラブ・ダンディパパ	
	21	島 清徳	千代野地区防災委員会	兼理事
	22	宮田 一成	千代野スポーツ協会	
	23	山下 芳文	千代野地区社会福祉協議会	兼常任
	24	三国 外喜男	千代野はいかい対策委員会	兼理事
	25	三国 外喜男	千代野地区民生委員児童委員協議会	
	26	新橋 勝年	千代野あじさい会	
	27	池田 政江	千代野ボランティア枝の会	兼理事
	28	緑 洋子	千代野彩め会 配食ボランティア	兼理事
	29	田中 和美	千代野文化協会	
	30	中山 公一	千代野まつり保存会	
	31	濱井 富枝	千代野音頭保存会	兼理事
	32	中川 学	千代野小学校PTA	
	33	山中 力	北星中学校PTA	兼理事
	34	了舟 智恵	千代野校下こども会	兼理事 新
	35	上島 静夫	千代野GGOの会	兼理事

※議決権 22名(町内会代表14名・各種団体推薦者8名)

兼任 12名(はいかいと民児協は同一人)

※この名簿は連絡のみに使用します。取り扱いには十分注意してください。

第8号議案 部会の設置について（案）

これまで公民館が中心となって実施してきた地域の事業を実施していくために、公民館の部会に相当する部会を以下のとおり設置する。

部会名	人数	役割	備考
総務企画部会	8名程度	地域事業の企画、調整	旧総務部会
文化福祉部会	16名程度	高齢者ふれあいフェスティバル、千代野まつり、千代野文化祭などの運営協力	旧成人教育部会
子ども部会	16名程度	千代野まつりに伴う子ども会への連絡、調整 まちづくりネットが主催する事業において子ども会へのチラシ配布などの広報活動	旧青少年教育部会
女性部会	32名程度	社会体育大会、高齢者ふれあいフェスティバル、千代野まつりなどの運営協力	旧女性教育部会
スポーツ部会	32名程度	千代野スポーツ協会理事を兼ねる 社会体育大会における競技役員としての運営協力 スポーツ協会主催の体育行事における参加者取りまとめと担当の体育行事の運営協力	旧体育厚生部会

千代野まちづくりネット規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、千代野まちづくりネット（以下、「本会」という。）と称し、事務所を白山市立千代野コミュニティセンター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、千代野地区の範囲（以下「地区」という。）における共通の課題解決を図り、「共に助け合い、みんなでつくる活力ある新しい地域コミュニティ」の構築を目的とし、自主的、主体的に地域活動を行うものとする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区の課題を解決し、活性化を図るための事業。
- (2) 地区の課題解決に向けての協議、学習等に関すること。
- (3) 会員相互の連携に関すること。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

第2章 組織

(会員)

第4条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区に居住する住民
- (2) 地区で活動する別表第1に定める団体
- (3) 地区に住所を置き、本会の目的に賛同する事業所
- (4) その他会長が必要と認める者

(会議)

第5条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会

(総会)

第6条 総会は、代議員及び役員により構成する。

2 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した代議員の中から選出する。

3 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し、議決する。また、臨時総会は、会長が必要と認めたとき及び代議員及び役員の上から請求があったとき並びに監事から開催の請求があったとき開催する。

- (1) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関すること。

- (2) 役員の選任・解任に関すること。
 - (3) 規約に関すること。
 - (4) その他本会の重要な運営に関すること。
- 4 総会は、代議員及び役員の過半数の出席により成立し、出席した代議員及び役員の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 総会の議事については、議事録を作成し、出席者のうちから選任した1名と議長とともに署名押印する。
 - 6 総会は公開とし、会員で傍聴を希望する者は、傍聴することができる。

(理事会)

第7条 理事会は、監事を除く役員をもって組織し、定期的に又は必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。ただし、監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(常任理事会)

第8条 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織し、次の事項を審議する。

- (1) 理事会に付すべき事項
- (2) 本会の課題、事業の執行等について連絡、調整を図る活動を行う。

(プロジェクトチーム)

第9条 本会に、第3条の事業を推進するための組織としてプロジェクトチームを置く。

- 2 プロジェクトチームは、事業ごとに、知識・経験・技術のある人や関係する団体・事業所などにより組織するものとする。
- 3 プロジェクトチームには、役員の中から1人以上が参画するものとする。
- 4 プロジェクトチームの中からプロジェクトリーダーを選出し、プロジェクトリーダーを中心にして必要な事項の企画・立案及び執行にあたる。

(部会)

第10条 部会は、本会の目的を達成するために、その分野について、さまざまな事業を継続的に実施する必要がある、総会で承認された場合、部会を設置する。

- 2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。
- 3 部会員は、会員から選任及び本会が公募した者をもって構成する。
- 4 部会長は、部会員の互選により選任する。
- 5 必要に応じ、部会に副部会長及び会計を置くことができる。副部会長及び会計は、部会構成員の互選により選任し、部会長が指名する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 会計は、部会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- 8 副部会長及び会計の任期は、役員の任期に準じる。
- 9 部会は、部会長が招集する。

第3章 代議員

(代議員)

第11条 代議員は、千代野地区の町内会代表者及び別表第1に定める団体から推薦のあった者とする。

2 代議員の定数は、60人以内とし、一定数の女性が参画できるよう努めるものとする。

(代議員の任務)

第12条 代議員は、総会または臨時総会において、第6条第3項に規定する事項について審議し、決定する。

2 代議員は、本会の運営及び活動に関して、適宜意見を述べることができる。

(代議員の任期)

第13条 代議員の任期は、1年とする。ただし、欠員により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 代議員は、再任されることができる。

第4章 役員

(役員)

第14条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 常任理事（事務局長） 1名
- (5) 常任理事（会計） 1名
- (6) 理事 10名程度
- (7) 監事 2名

2 必要に応じて理事会の承認を得て、本会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第15条 役員は、総会において選出する。

(役員の仕事)

第16条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、（副会長が複数名置かれている場合は、会長があらかじめ指名した順序によって）その職務を代行する。
- (3) 常任理事は、常任理事会に出席し、会務の執行の連絡、調整事項を審議する。
- (4) 常任理事（事務局長）は、事務局を統括し、庶務を処理する。
- (5) 常任理事（会計）は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (6) 理事は、理事会に出席し、会務を審議する。
- (7) 監事は、本会の会計及び会務の監査を行い、これを総会に報告する。また、理事会に出席し意見を述

べることができる。

(役員任期)

第17条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 事務局

(事務局)

第18条 本会の庶務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員若干名を置く。

3 事務局長及び事務局員は、会長がコミュニティセンター職員及び会員から選任された者に委嘱する。事務局長は常任理事（事務局長）となる。

4 事務局の運営に関する必要事項は別に定める。

第6章 財務

(役員報酬及び交通費)

第19条 役員及び事務局員に報酬を支払うことができる。

2 本会の用務として、会議等への出席及び出張した場合は交通費を支給することができる。

3 詳細は別途定める。

(経費)

第20条 本会の運営に関する経費は、交付金、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 その他

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

1 この規約は、令和2年10月18日から施行する。

2 本会の設立された日の属する年度の会計年度は、第22条の規定にかかわらず、設立日から令和3年3月31日までとする。

3 本会設立当初の代議員及び役員任期は、第14条及び第18条の規定にかかわらず、設立日から令和3年3月31日までとする。

4 この規約は、令和3年4月24日から施行する。

5 この規約は、令和6年3月24日から施行する。

別表第1

第4条第2号に定める団体	千代野町内会連合会
	防犯協会千代野支部
	交通安全協会千代野支部
	白山市北消防団北星分団
	千代野防災支援アマチュア無線クラブ・ダンディパパ
	千代野地区防災委員会
	千代野スポーツ協会
	千代野地区社会福祉協議会
	千代野はいかい対策委員会
	千代野地区民生委員児童委員協議会
	千代野あじさい会
	千代野ボランティア枝の会
	千代野彩め会 配食ボランティア
	千代野文化協会
	千代野まつり保存会
	千代野音頭保存会
	千代野小学校 PTA
	北星中学校 PTA
	千代野校下こども会
千代野 GGO の会	